

**令和５年度第１回
さいたま市立小・中学校通学区域審議会
資 料**

令和５年１１月２２日（水）

午後１時００分～

第２別館２階 教育委員会室

議 事

(1) 通学区域審議会の概要について

○さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例

平成13年5月1日

条例第114号

改正 平成23年5月16日条例第16号

(設置)

第1条 この条例は、さいたま市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）の通学区域を審議するため、市教育委員会（以下「委員会」という。）にさいたま市立小・中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、委員会の諮問に応じ、小・中学校の通学区域に関する事項を審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから必要のつど、委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 小・中学校長
- (3) 小・中学校PTAの役員
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、特に必要と認める場合は、議事に関係ある者を会議に出席させることができる。
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、委員会学校教育部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成23年5月16日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(市議会の議員として委員の職にある者の特例)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市名誉市民条例、さいたま市総合振興計画審議会条例、さいたま市行政区画審議会条例、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例、さいたま市青少年宇宙科学館条例、さいたま市同和対策審議会条例又はさいたま市景観審議会条例の規定により置かれる附属機関の委員の職に市議会の議員としてある者は、この条例の施行の時に於いて、当該委員の職を辞したものとみなす。

さいたま市立小・中学校通学区域審議会委員

(任期 令和5年11月1日から令和7年10月31日まで)

1	知識経験を有する者	元小学校長	いしぐろ ま ゆ こ 石黒 真愁子
2	知識経験を有する者	元小学校長	ふじさわ み ち こ 藤澤 美智子
3	知識経験を有する者	元中学校長	わたなべ ゆ う こ 渡邊 祐子
4	知識経験を有する者	元小学校長	ひらぬま さ と し 平沼 智
5	知識経験を有する者	弁護士	いけだ み さ 池田 味佐
6	知識経験を有する者	自治会連合会	いしかわ けん じ 石川 憲次
7	知識経験を有する者	青少年育成さいたま市民会議	く ぜ はるまさ 久世 晴雅
8	知識経験を有する者	交通指導員連絡会	かんだ か ず え 神田 和枝
9	PTA 役員	PTA 協議会	いまがわ なつゆき 今川 夏如
10	PTA 役員	PTA 協議会	すがの ち か こ 菅野 千香子
11	PTA 役員	PTA 協議会	かるたに ち よ こ 軽谷 千陽子
12	PTA 役員	PTA 協議会	こいち と も み 古市 智美
13	市職員	市街地整備課長	ふじわら けん じ 藤原 健二
14	小学校長	市立大宮別所小学校	かんだ と も え 神田 朋恵
15	中学校長	市立城北中学校	わ だ た く や 和田 卓也

さいたま市立小・中学校通学区域審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例（平成13年さいたま市条例第114号）に定めるもののほか、さいたま市立小・中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録の作成)

第2条 審議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 審議会の議事録は、会長の承認を得て確定する。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が特に認めるときは、審議会に諮って公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、5名になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、会長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音等を行わない

こと。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

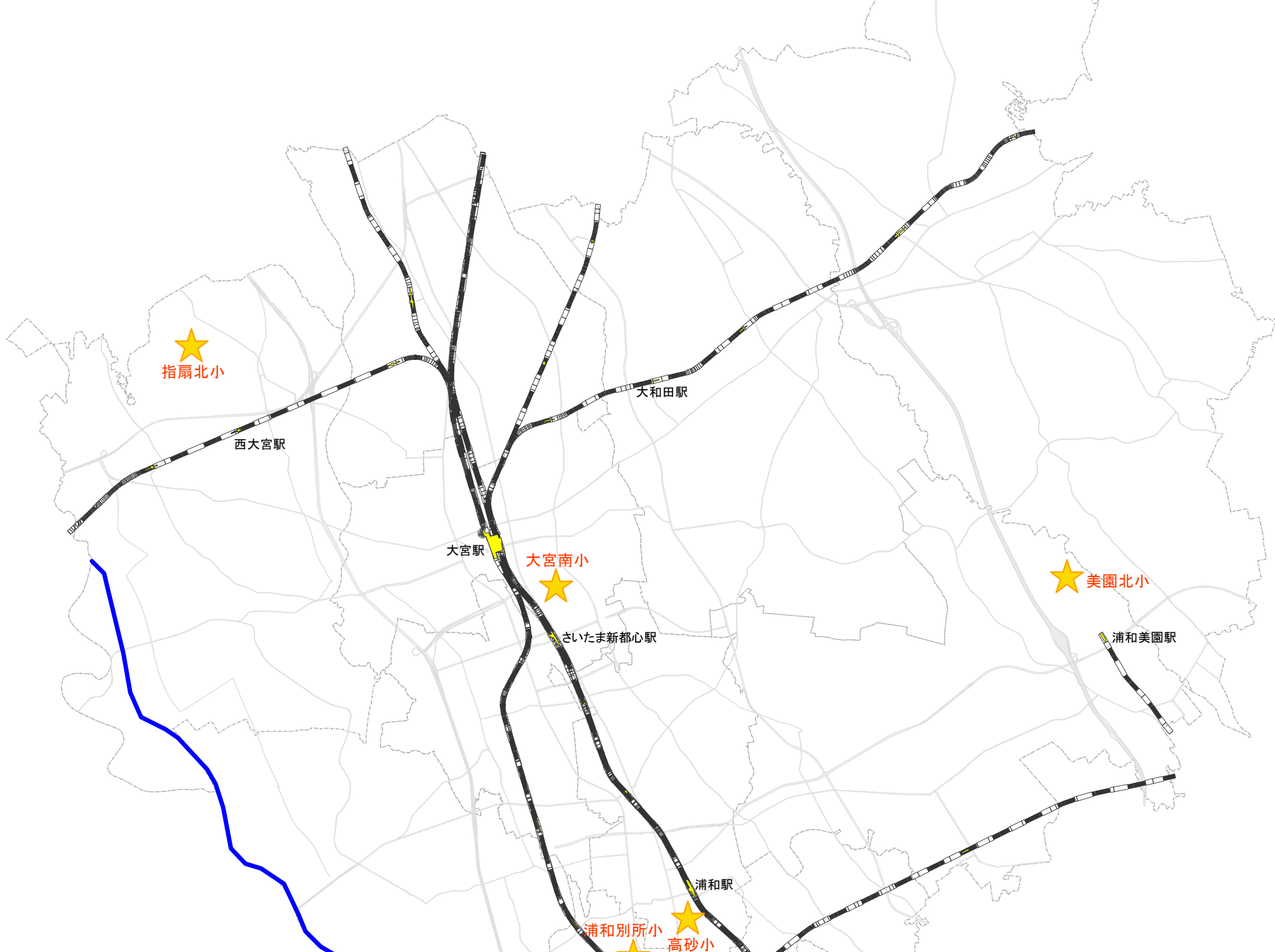
4 傍聴者が前項の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年1月25日から施行する。



就学指定校変更・区域外就学許可基準

(R5.11.8改正)

さいたま市では住所に基づいて就学する学校を指定しています(以下、指定された学校を「指定校」と言います)。指定校以外への就学については、『就学指定校変更・区域外就学許可基準』に示した事由に該当する場合のみ可能となります。なお、学校の施設状況等により受入が困難な場合もありますのでご承知ください。

事由区分	区分詳細	許可条件・必要書類・備考	許可期間(最長)	申請先
転居 (市内→市内) 【指定校変更】 転出 (市内→市外) 【区域外就学】	転居・転出後も引き続き従前の学校に通学希望	通学の方法と経路について、在籍中の学校と合意済であること	卒業まで	学事課 ・ 区民課
小学校の指定校変更による中学校入学	指定校変更許可を受けた小学校からの進学先中学校に通学希望	(中学入学前年の12月頃に在籍小学校を通じて希望を確認しています)	卒業まで	学事課 ・ 区民課
兄弟姉妹	兄弟姉妹が就学している学校へ就学を希望	入学時(転入学時)時点で、兄弟姉妹が在籍していること	卒業まで	学事課 ・ 区民課
転居予定 【指定校変更】	市内に在住で、引越し予定先の学区の学校への通学を希望	許可開始希望日から1年以内の引越し見込が確認できること (建築請負契約書・賃貸借契約書等で、引渡・入居の予定日を確認します)	転居予定期日まで	学事課 ・ 区民課
転入予定 【区域外就学】	市外に在住で、引越し予定先の学区の学校への通学を希望	同上	転入予定期日まで	学事課 ★事前に要連絡
疾病等	疾病や障害で指定校への通学が困難なため、最も近い学校への就学を希望	医師の診断書	卒業まで	学事課 ★事前に要連絡
留守家庭 ※小学校のみ	共働き等により児童の帰宅時に保護者が不在で、通学区域外の祖父母宅等へ預けなければならないため、預かり先住所の指定校に通学を希望	勤務証明書 申立書兼誓約書 等	卒業まで	学事課 ・ 区民課
	共働き等により児童の帰宅時に保護者が不在で通学区域内の放課後児童クラブAへ入室申し込みしたが落選してしまい、やむを得ず通学区域外の放課後児童クラブBに入所となったため、Bの所在地の指定校への通学を希望【注】	放課後児童クラブ入室決定通知書	卒業まで	学事課 ★事前に要連絡
特定地域 (指定校以外の学校を選択できる地域)	特定地域の設定により選択可能となっている学校への通学を希望	特定地域内に居住していること	卒業まで	学事課 ・ 区民課
教育的配慮	いじめ、不登校等で指定校以外の学校へ就学することで、問題解決が見込まれる場合	必要書類の有無は状況に応じて教育委員会が決定する	事由の解消まで	学事課 ★事前に要連絡

【注】 放課後児童クラブの入室を申し込む場合、第1希望は通学区域内の公設放課後児童クラブのみとなります。
通学区域内に公設放課後児童クラブがなく、通学区域外の公設放課後児童クラブBに入所となり、Bの所在地の指定校への通学を希望する場合も含まれます。
ただし、令和6年度「さいたま市放課後子ども居場所事業」の対象校(栄小、鈴谷小、岸町小、新和小)の通学区域内に居住の児童は当該事由による変更はできません。

- | | |
|------|---|
| 許可条件 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通学方法・経路については学校と協議し合意を得ていること。 ○ 許可期間終了後は居住地の指定校に就学する。 |
|------|---|

議 事

(2) 特定地域の設定について

さいたま市立小・中学校特定地域設定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第15号）第3条の規定を実施するため、特定地域に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童等 さいたま市立の小学校及び中学校に就学し、又は就学しようとする児童又は生徒をいう。
- (2) 特定地域 従来の通学区域を残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認める地域をいう。
- (3) 指定校 教育委員会が就学すべき学校として、通学区域に基づいて指定する小学校又は中学校をいう。
- (4) 許可校 特定地域に居住する児童等の保護者からの申立てにより、教育委員会が指定校の他に就学を許可する小学校又は中学校をいう。

(申請)

第3条 特定地域設定の申請は次のとおり行わなければならない。

- (1) 申請者は対象地域の属する自治会の会長とする。
- (2) 申請は書面により行うこと。
- (3) 申請者は対象地域に居住する児童等の人数を把握していること。
- (4) 申請者は必要に応じて、関係学校等と申請について合意を得ていること。

(設定基準)

第4条 特定地域は、次に掲げる要件を満たしている場合に新たに設定することができる。ただし、教育委員会が特段の事情があると判断するときは、この限りではない。

- (1) 児童等の通学距離の短縮が見込まれること。
- (2) 指定校が小規模校にならないと見込まれること。
- (3) 許可校が過大規模校にならないと見込まれること及び教室数に不足が見込まれないこと。

2 特定地域設定後、前項第2号又は第3号を満たさなくなることが見込まれた場合には、当該特定地域を解除することができる。

(解除)

第5条 特定地域の解除は対象地域の属する自治会の会長から書面による申請を必要とする。

(審査・承認)

第6条 教育委員会は第3条又は第5条の申請があったときは、第4条の規定に基づき審査するものとする。

2 教育委員会は第3条又は第5条の申請があったときは、さいたま市立小・中学校通学区域審議会の承認を得るものとする。

(通知)

第7条 教育委員会は前条の結果を申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月24日から施行する。

この基準は、平成29年11月15日から施行する。

この基準は、令和5年11月17日から施行する。

通学区域 と 特定地域

■市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき学校を指定することとされています（学校教育法施行令第5条）。

さいたま市では、この就学校を指定する際の判断基準として、教育委員会が学校ごとの担当区域をあらかじめ設定しています。これが **通学区域** です。

■市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができます（学校教育法施行規則第32条第1項）。この保護者の意見を踏まえて市町村教育委員会が就学校を指定するしくみを、学校選択制といいます。

学校選択制については文部科学省で便宜的に分類しており、主に以下のようなタイプがありますが、さいたま市では **特定地域選択制** を採用しています。

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、 特定の地域 に居住する者について、学校選択を認めるもの

■どのような範囲を特定地域として設定するのか？

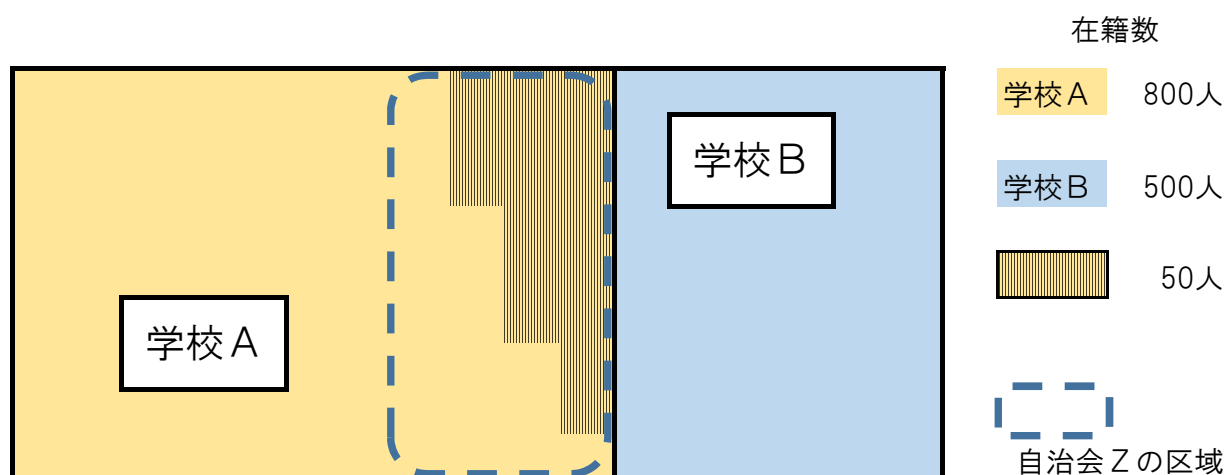
特定地域は、原則、地元からの要望が基本となります。過去に設定されたものでは、通学距離・時間を短縮することや、小・中学校の通学区域の差異を埋めることを目的としたものが多くなっています。

なお、要望をいただいた場合でも、変更希望先校の児童生徒数が過大になってしまう等の理由により、設定に至らない場合があります。

また現在、本市の中で、特に局地的に急激に人口が増えている地域について、学校の過大規模化が深刻であり、教室数不足が懸念される学校があります。今後は、大幅な通学区域の見直しは、地域コミュニティに大きな影響を及ぼすことから、解消策として、新たな特定地域の設定等を行うことも必要となってくるものと考えております。

特定地域設定のイメージ

状況



指定区域は、学校 A の通学区域だが学校 B の方が近く、通学上の安全などの理由で、学校 B への通学希望が多い。

流れ

- ① 指定区域を含む自治会 Z から教育委員会あてに、特定地域の設定要望書を提出。
- ② 教育委員会は要望書の内容を確認し、通学距離や学校 A B の在籍数等の影響を確認。
 - ・ 学校 A から学校 B の方が通学距離・時間が短縮されるか？
 - ・ 希望者が A から B に異動しても B の在籍数が増えすぎないか？ など
- ③ ②でまとめた内容を『通学区域審議会』に示し、意見を伺う。
- ④ 『通学区域審議会』後、「設定する・しない」について要望した自治会 Z に連絡。

【設定することになった場合】

対象地域内の方にも学校 B が選択できるようになったことをお知らせし、変更（選択）を希望する方は手続きを行う。

多くの場合、①の要望書を出す前に、設定希望エリアなどの相談をいただいております。

『通学区域審議会』は年 2～3 回の不定期開催です。要望をいただくタイミングによっては、翌年度当初からの設定ができないことがあります。

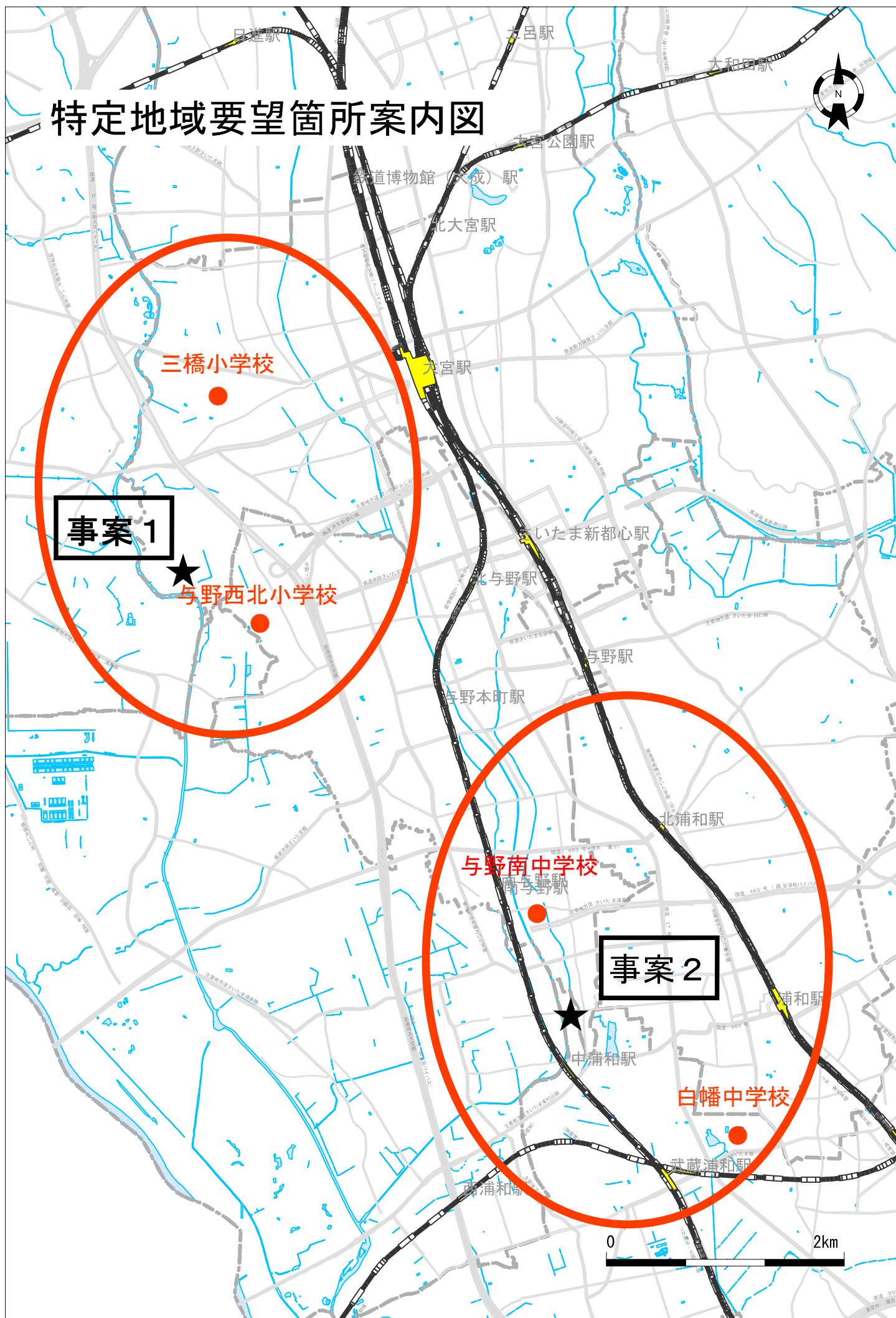
※翌年度当初からの設定を希望する場合は、前年度 9 月末までにご相談ください。

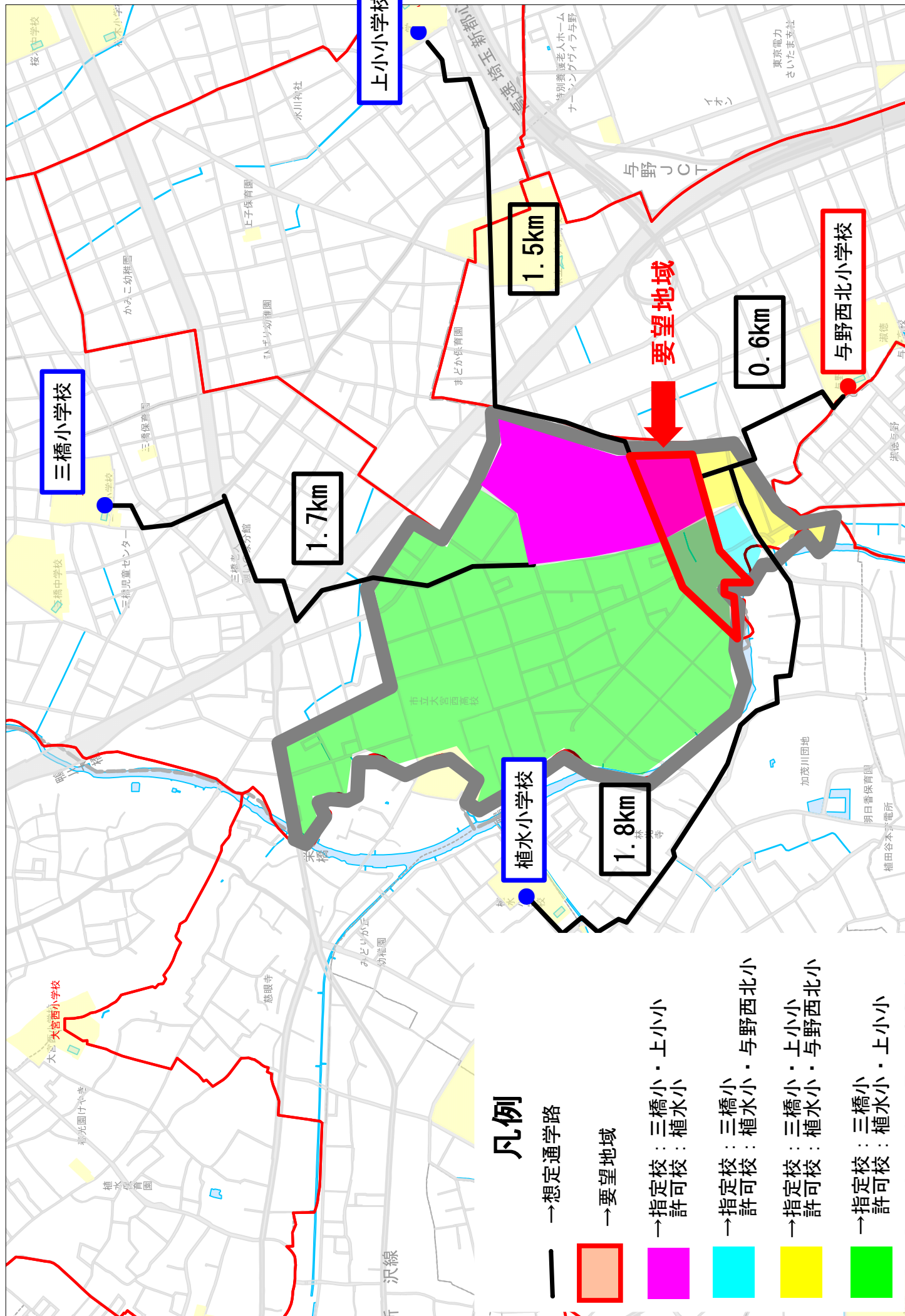
特定の個人のためのエリア設定は受付できません。

教育委員会 学事課

TEL 048-829-1648

FAX 048-829-1990





特定地域設定要望

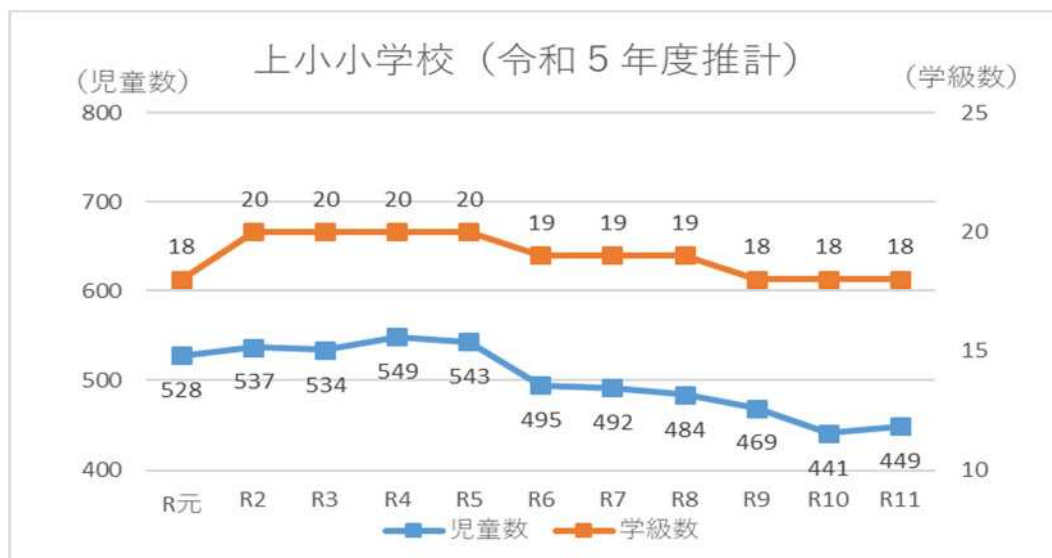
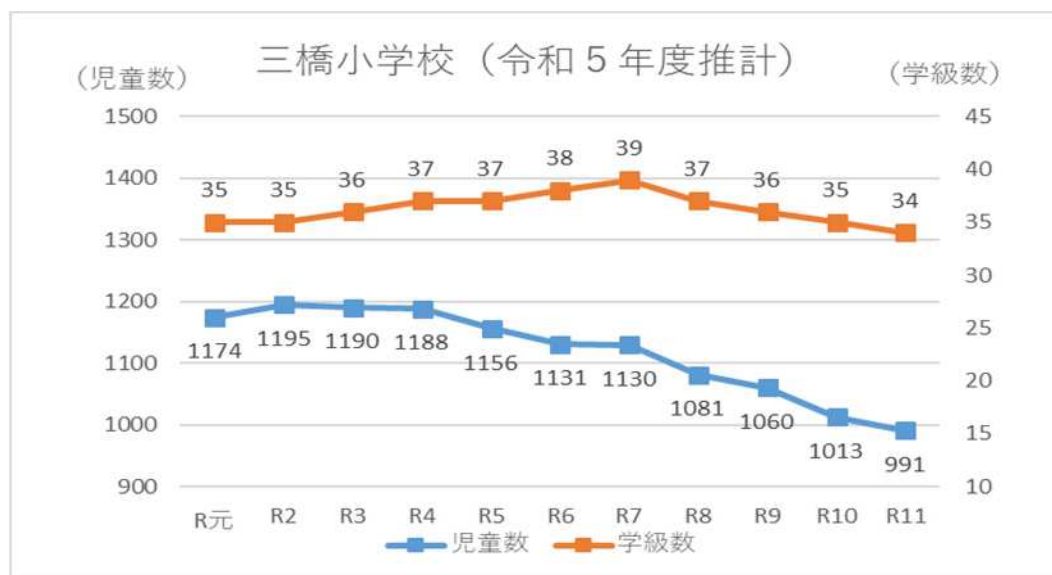
要 望 者： 【大宮区】三橋四丁目自治会

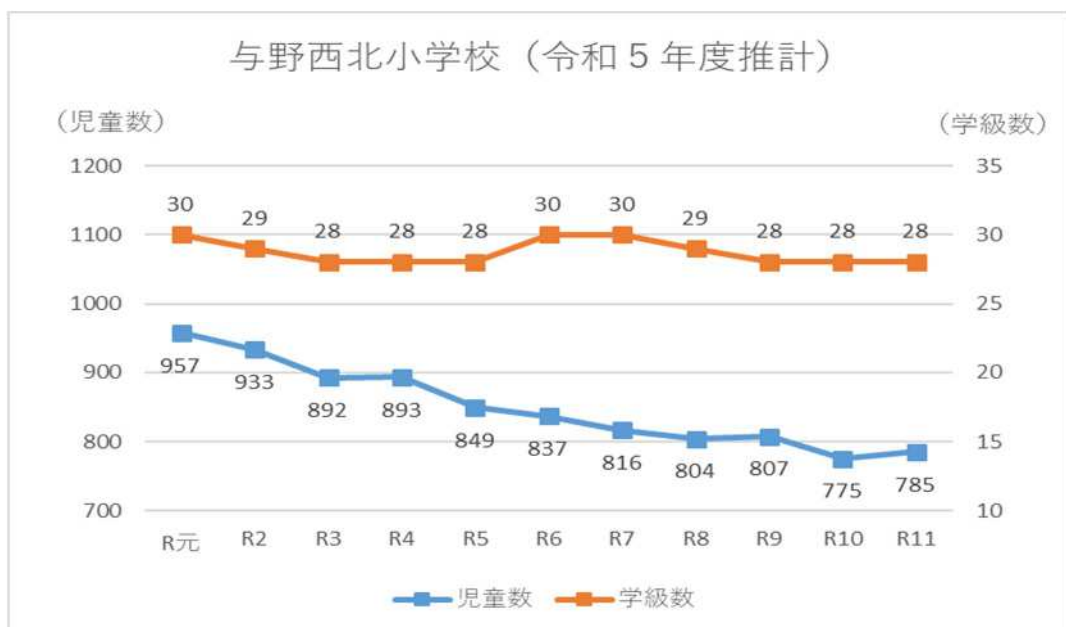
対象地域： 大宮区三橋4丁目843番～922番（地番）

	学校名	対象地域からの距離
指 定 校	三橋小学校	約 1.7 k m
設定済の許可校	上小小学校	約 1.5 k m
設定済の許可校	植水小学校	約 1.8 k m
許 可 校	与野西北小学校	約 600 m

対象地域内在住児童生徒数（R5.10.1現在）

就学前						小学生						中学生	
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年
2	2	3	3	6	3	3	3	3	3	6	5	1	6





（注）学級数には特別支援学級分を含む。

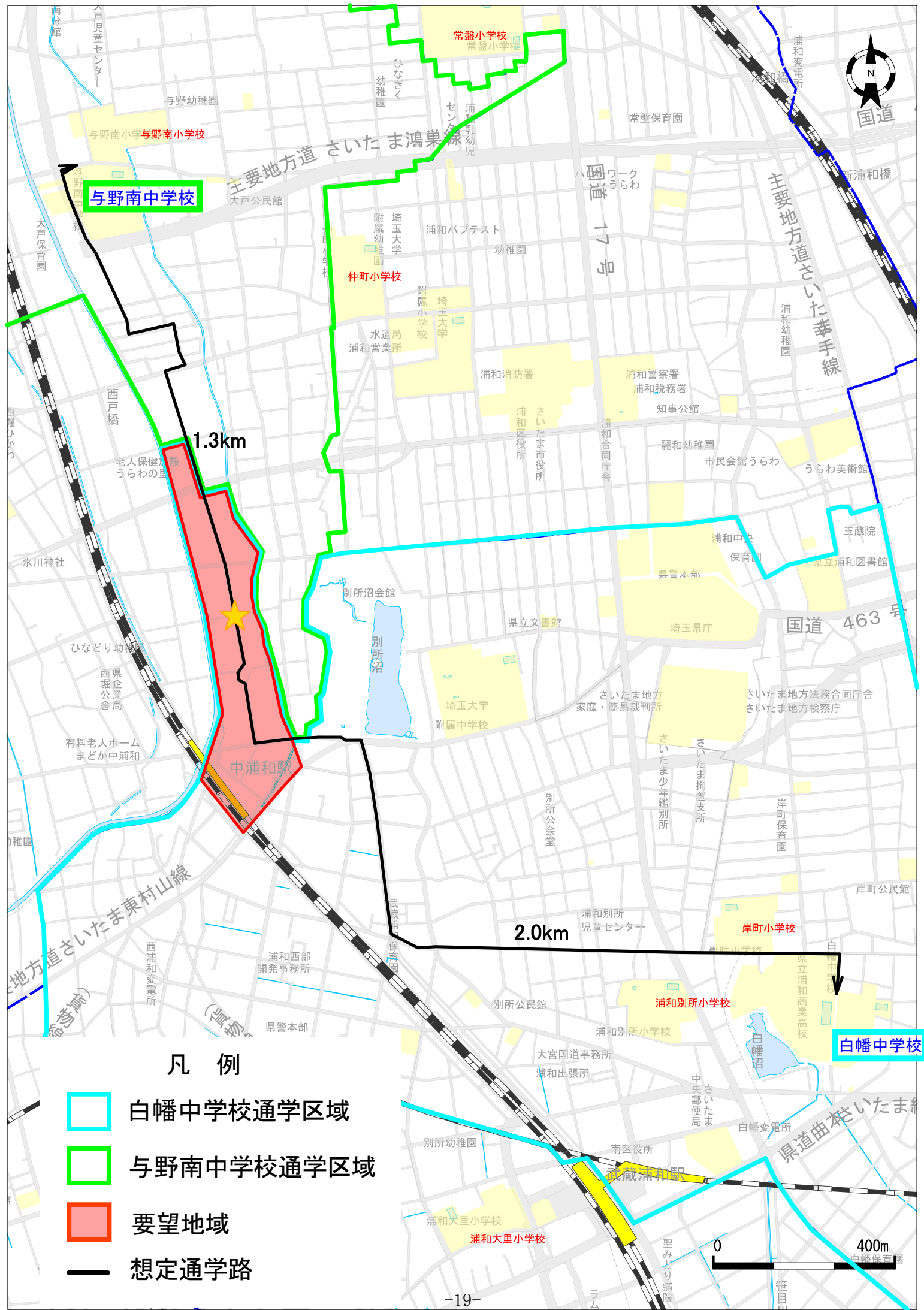
【本要望に対する回答（事務局案）】

要望どおり設定する

【理由】

- ・特定地域の設定により、通学距離は短縮される。
- ・今後の各校の児童数は、三橋小は令和 7 年度頃まで増加しその後は減少傾向となる。上小小・植水小・与野西北小は若干の減少傾向となる。
- ・要望地域は三橋小・上小小・植水小が指定校もしくは許可校になっている。現在、要望地域内に居住する児童数は少数であり、仮に要望地域内の在住児童生徒が全て希望校を選択したとしても、いずれの学校も過大規模にはならない。

以上のことから、特定地域の設定は理由があるものと思われる。



与野南中学校

常盤小学校
常盤小学校

仲町小学校

1.3km

中浦和駅

2.0km

白幡中学校

凡 例

- 白幡中学校通学区域
- 与野南中学校通学区域
- 要望地域
- 想定通学路

特定地域設定要望

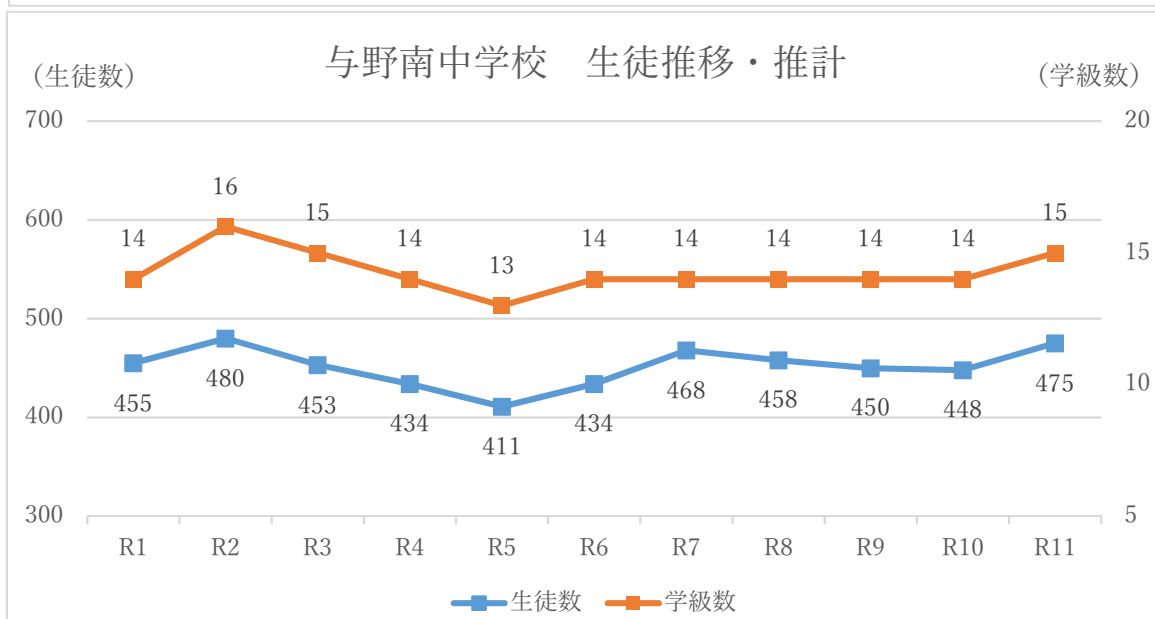
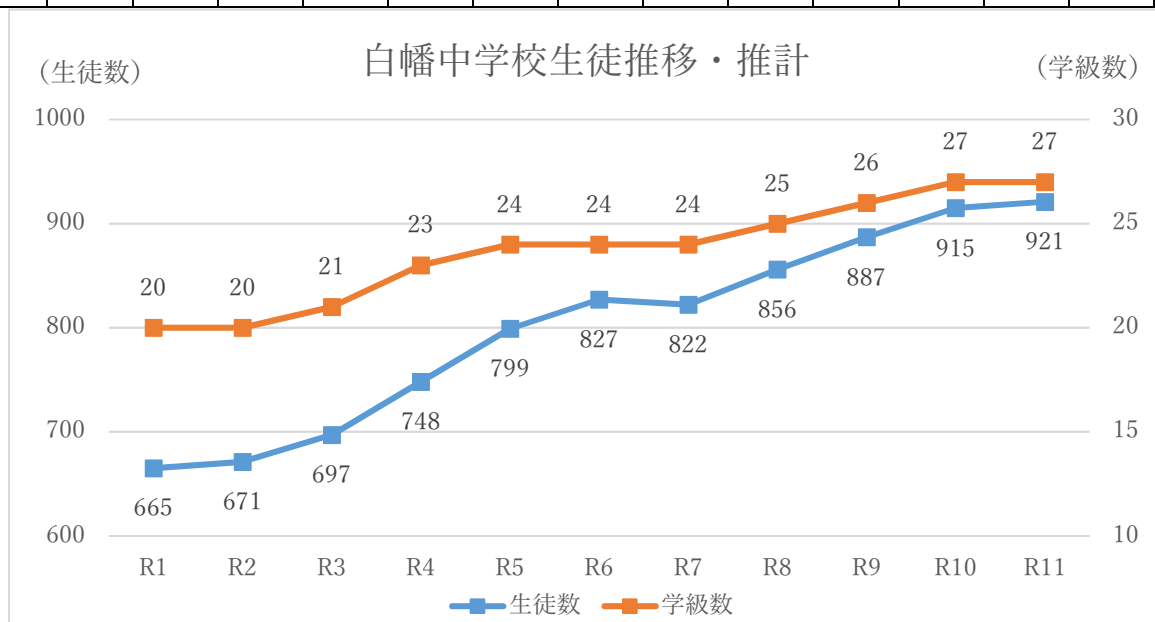
要 望 者： 【南区】鹿手袋一丁目自治会

対象地域： 南区鹿手袋一丁目の全部

	学校名	対象地域からの距離
指 定 校	白幡中学校	約 2.0 km
許 可 校	与野南中学校	約 1.3 km

対象地域内在住児童生徒数（R 5. 1 0. 1 現在）

就学前						小学生						中学生	
0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年
3	5	3	4	6	5	5	8	5	5	10	8	9	7



(注) 学級数には特別支援学級分を含む。

【本要望に対する見解（事務局案）】

要望どおり設定する

【理由】

- ・特定地域の設定により、通学距離は短縮される。
- ・今後の各校の生徒数は、白幡中は増加、与野南中は増加後一時減少するが再度増加方向で推移するものと見込まれている。
- ・白幡中は大規模校の状態が続く見込み。
- ・与野南中は、仮に要望地域内の在住児童生徒が全て希望校を選択したとしても適正規模の範囲内となる。